

# 平成29年第6回玉名市農業委員会総会議事録

平成29年6月5日（月）午後2時 玉名市民会館 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	8番	松本 恒幸	9番	荒木 享二
10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保	13番	森川 正志
14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸	17番	高根 政明
19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公	21番	田上 一	22番	小山久仁江
23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正	26番	高田 優子
27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男	30番	平本 博
31番	永田 眞一	32番	出口 京子	33番	井本 義和	34番	尾池 秀實
35番	中村 亘	36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

7番 井上 清晴 18番 取本 一則

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 村上 洋治 次長 小山 博  
係長 西山 美和 主査 渡邊布由紀 主任 大原 三和 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

## 議 題

第33号 農地の所有権移転許可申請について(3条許可分)  
第34号 農地の賃借権設定許可申請について(3条許可分)  
第35号 農地の使用貸借権設定許可申請について(3条許可分)  
第36号 農地の転用許可申請について(4条許可分)  
第37号 農地の転用許可申請について(5条許可分)  
第38号 農用地利用集積計画の決定について  
第39号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

## 報 告

第16号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(1)  
第17号 農地の形状変更届について  
第18号 非農地証明願いについて  
第19号 許可申請の取下げについて

## 1. 開 会

○事務局長（村上洋治君） 皆様こんにちは。定刻の2時となりましたので、ただいまより始めます。

本日は委員総数38名のうち、7番、井上清晴委員と18番、取本一則委員より御欠席の報告があっており、36名の御出席をいただいております。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成29年第6回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（村上洋治君） まず永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条の規定により議長をお願いして、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。お互い大変忙しい時期になっております。また、近々雨の様子も予報されておりますけれども、今、非常に麦刈りも進んでおるようでございます。また、あとの野焼きのほうもいろいろ問題もでてはきておりますけれども、進んでおります。野焼きの場合は、非常によく乾燥しておりますので、燃え方が非常に激しいんですよね。それで隣にハウスなんかのあるところは、やっぱり気になって気が気じゃないんですよね。そういうことでお互いに注意しながら、農作業にも頑張っていたきたいと思います。

それでは、今日欠席の井上委員のお母さんが亡くなられたというのを、この前ちょっとお伺いして確認しましたけれども、何の連絡も入っておりませんでしたので、今日西島さんのほうからお伺いして、今晚、鶴田委員と一緒にお悔やみだけ行かせていただきたいと思っております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録署名委員は、12番の志水委員と13番の森川委員をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、議第33号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 議案の1ページをお願いいたします。

議第33号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成29年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番です。河崎と築地の申請人で、申請物件が築地の田1,192㎡を相手方の要望と代替地取得による売買です。

2番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田664㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

3番、中と青野の申請人で、申請物件が青野の畑830㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

4番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町扇崎の田723㎡を労力不足と相手方の要望による売買です。

5番、横島町の申請人で、申請物件が横島町横島の畑629㎡外1筆、計1,036㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

6番、同じく横島町の申請人で、申請物件が横島町横島の畑621㎡外1筆、計853㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

以上6件、合計5,298㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、1番より説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） はい、5番、赤松です。1番の案件について。

1番の案件は代替地取得というので、議第37号の3番の譲渡人になってらっしゃるんですよ。それが土地を減らしたくないということでの売買だそうで、下限面積も満たしておりますので、許可相当と思われます。米を作られるそうです。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○8番（松本恒幸君） 8番、松本です。2番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大ということで、許可相当と判断いたします。皆さん方も御審議よろしくお願ひします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。

この案件も労力不足と経営拡張ということで、何ら問題なく許可相当と思われる。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○24番（徳井勝美君） はい、24番、徳井です。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望ということで、何ら問題なく許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、5番、6番、続けてお願いいたします。

○30番（平本 博君） 30番、平本です。5番、6番について説明します。

譲渡人が労力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たされているので、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第33号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、1番から3番、及び5番から6番については原案どおり、4番については、議第35号の2番が許可されれば下限面積を満たしますので、4番については、議第35号の2番の許可と同時に許可することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第33号は、1番から3番及び5番から6番については、許可することに決定しました。4番については、議第35号の2番が許可となれば同時に許可することに決定しました。

次に、議第34号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（村上洋治君） 3ページをお願いいたします。

議第34号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成29年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町高道の田1,571㎡外2筆、系3,491㎡を労力不足と相手方の要望のため、平成29年6月5日から5年間契約するものです。

2番、岱明町と熊本市西区の申請人で、申請物件が岱明町山下の畑2,135㎡を労力不足と経営拡張のため、平成29年6月5日から5年間契約するものです。

以上2件、合計5,626㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

受付番号1番から順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番、2番、続けてお願いいたします。

○23番（中島浩輔君） 23番、中島です。1番、2番の案件について説明いたします。

1番は、貸人、借人は親戚関係でありまして、貸人は退職後また再就職されまして、労力不足ということと、それと借人は5年ほど前、ハウスでトマトを栽培されており、それをやめられて米作りをされていましたが、機械類もほとんど今まで水田を作っている農機具を持っておられて、ちょっと失礼ですけど年齢的にどうかと思いますけど、土日休みのときは息子さんたちが手伝うということで、問題ないものと思います。

2番の案件については、貸人の労力不足と、それと借人の連名の申請になっております。経営拡張ということで、畑の作物等を作って頑張っていきたいということも言われておりました。何も問題ないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

この1番、2番について、何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、議第34号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第34号については、許可することに決定しました。  
次に、議第35、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題  
といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 4ページをお願いいたします。

議第35号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規  
定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成2  
9年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田899㎡外3筆、計3,951  
㎡を経営移譲のため、平成29年6月12日から5年間契約するものです。

2番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町上の田894㎡を労力不足と相手方  
の要望のため、平成29年6月5日から3年間契約するものです。

3番、横島町と松木の申請人で、申請物件が横島町横島の田459㎡外2筆、計  
4,387㎡を経営移譲ため、平成29年6月12日から5年間契約するものです。

5ページをお願いします。

4番、天水町と福岡県粕屋郡新宮町の申請人で、申請物件が青野の畑3,818  
㎡外1筆、計7,588㎡を経営移譲のため、平成29年6月5日から20年間契  
約するものです。

以上4件、合計16,820㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止  
規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、  
技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可  
要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議を  
お願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

まず1番、どうぞ。

○8番（松本恒幸君） 8番、松本です。1番の案件について御説明申し上げます。

貸人、借人は親子関係でありまして、経営移譲ということで問題ないと思いま  
すけれども、下限面積がちよっと3,951㎡ということで、5,000㎡を満たしま  
せんけれども、議第38号の88番と89番が承認いただければクリアするところ  
でありますので、どうぞ御審議のほうをよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。2番の案件について説明します。

貸人は労力不足、借人は相手方の要望ということで、先ほど事務局のほうからお話がございますように、議第33号の4番との関係で下限面積を満たすということで、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○25番（田上敏正君） 25番、田上です。3番の件につきまして説明いたします。

使用貸人と借人は親子の関係であります。申請理由は経営移譲で、関連を備考欄にも書いてありますように、第38号の84番で賃借権設定が1,876㎡ございます。これを合わせますと6,267㎡になりますので、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○37番（堀田昌子君） 37番、堀田です。4番の案件について説明します。

使用貸人と使用借人は兄弟です。今まで親と兄の手伝いとしてやってきましたが、親の高齢化、兄の体調不良により一部を引き継ぎます。通作距離が少しあるので、しばらくは露地みかんを中心に計画的にやっていきます。親の農地を守りたいという気持ちです。許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。1番から4番について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようですので、採決に移ります。

議第35号、農地法第3条、農地の使用貸借権許可申請については、2番、4番については原案どおり、1番については、議第38号の88番と89番、3番については、議第38号の84番が許可されれば下限面積を満たしますので、1番については、議第38号の88番と89番、3番については、議第38号の84番の許可と同時に許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第35号については、許可することに決定しました。次に、議第36号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 6ページをお願いいたします。

議第36号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番です。申請物件が築地の田74㎡で、転用目的は自らが経営するアパートの入居者用の駐車場2台分です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の田1,244㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が北牟田の田1,194㎡で、転用目的は養豚場施設です。農畜分は、10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断し、あわせて、いわゆる農振農用地区域内の農地となっております。第1種農地及び農振農用地区域内の農地は原則不許可とすべきところですが、農業用施設の用に供する場合は例外的に許可可能となっております。

以上3件、合計2,512㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る6月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いします。

1番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

申請人は、申請地の左側にアパートを持っておられまして、ごみ置場と駐車場が足りないということでの申請です。場所は築山小学校の西側100mぐらいのところで、道路と宅地の間に挟まったところです。駐車場は砂利敷きで、雨水は地下浸透です。給排水はなく、周囲に農地もないので、現地調査の結果、許可相当と思われます。

それから、2番の案件について説明します。

2番の案件は、申請人はアパート経営によって、所得を安定化するというための申請で、場所は築山小学校の北隣です。南側と東側が築山小学校で、西側は申請人の宅地、北側は住宅地ということで、自宅西側の市道より自宅の北側を通過して位置指定道路を引き込み、木造2階建て1棟10戸分を建設、駐車場は19台分です。給排水は市の公共上下水道を利用し、雨水は浸透枡を設置し、オーバーフローした

分は市道側溝へ放流、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○10番（竹下宏介君） 10番、竹下です。3番の案件について。申請人は養豚業を専門的に経営しており、事業拡張は当初からの計画していた範囲内です。既存の設備の中に廃水処理設備を設置、完備しており、特に本件計画については、平成27年農業振興地域除外申請をするにあたり、汚泥処理装置の設備設置とともに、豚舎計画をあげて許可されております。当初からの設備選定地になるのです。

周辺の状況については、東側は小さな排水路、北側は市道、西側は1号豚舎、南側は排水路です。事業面積は1,194㎡、給水は1号豚舎より入水する予定です。汚泥については、運搬装置により1号豚舎に運び、汚泥処理装置により処理し、最終処理を消毒槽による処理水を排水路に流します。雨水は敷地内に雨水枡を設置し、排水路に流します。

現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から3番まで、ただいま担当委員の説明が終わりました。

何か皆さんより御質問、御意見などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第36号、農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第36号については、許可相当と意見決定することに決定いたしました。

次に、議第37号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 7ページをお願いいたします。

議第37号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について、意見決定するものとする。平成29年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番です。申請物件が六田の田9.91㎡で、転用目的は駐車場としての宅地拡張です。

2番、申請物件が六田の田251㎡で、転用目的は個人住宅です。

3番、申請物件が築地の田1,532㎡外1筆、計2,325㎡で、転用目的は8区画の宅地分譲地です。

4番、申請物件が築地の畑401㎡で、転用目的は個人住宅です。

5番、申請物件が築地の田656㎡で、転用目的は5区画分の宅地分譲地です。

以上、1番から5番の案件につきまして、この農地区分については、いずれも都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

続きまして、6番です。申請物件が山田の田162㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水管が埋設され、教育機関、医療機関が概ね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が山田の畑726㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9ページをお願いいたします。

8番、申請物件が山田の畑231㎡外1筆、計462㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

9番、申請物件が伊倉北方の畑352㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町の下前原の田334㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可とすべきところですが、申請の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能とするものです。

11番、申請物件が岱明町下前原の田334㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、同じく概ね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。10番と同じく集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

12番、申請物件が岱明町古閑の畑1,423㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。先月の議第31号におきまして、排水計画の不備から周辺農地の営農状況に影響をおよぼす恐れがあるとして不許可相当となった事案で、今回あらためて雨水排水計画を見直しての再申請となっております。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則

不許可とすべきところですが、既存の施設の面積の2分の1までの拡張ということで、例外的に許可可能とするものです。

13番、申請物件が岱明町高道の畑759㎡で、転用目的は2棟分の建売住宅です。農地区分は、上下水管等が埋設され、教育機関、医療施設が概ね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

14番、申請物件が横島町横島の田2,268㎡外1筆、計4,647㎡、転用目的は貸店舗です。農地区分は、横島支所から概ね500mの位置に所在する農地ということで、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

15番、申請物件が天水町小天の田581㎡で、転用目的は、板金業を営む申請人が、足場材、パレット等を置くための露天資材置場です。農地区分は、天水支所から概ね500mの位置に所在する農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断をしております。

11ページをお願いいたします。

16番、申請物件が天水町小天の畑401㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上16件、合計13,823.91㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る6月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

まず、1番、2番、同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○4番（西畠めぐみ君） 4番、西畠です。1番の案件について説明します。

申請地は六田の鮮ど市場より北へ200mほどのところで、申請地の東側には譲受人の住宅があり、転用目的は駐車場の拡張ということで、隣接地との間にはブロックをし、下は砂利敷きにし、雨水については自然浸透として、何ら問題もなく許可相当と思います。

2番の案件について説明します。

申請地も六田の鮮ど市場より南側に400mほどのところで、個人の住宅平屋建て1棟と駐車場としての転用です。申請地の北側は道路、東側は宅地、南側と西

側は譲渡人の田んぼがあります。東側には境界ブロック塀があって、南側と西側にもブロック塀を設けて、土砂の流出がないようにするとのこと。生活排水、雨水とも北側の道路に既存の公共の下水道が通っているため、何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、きょうは赤松委員は大変お忙しいところでございますけれども、3番から8番までお願いいたします。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。3番の案件について説明します。

本件は宅地分譲地を目的とする申請で、場所はベスト電器玉名店の北西150mぐらいのところ。東側は宅地と里道、北側は溜池で、溜池の北側が市道です。南と西側は休耕地です。休耕地との間に水路があり、造成は盛土で、三方をブロックで囲み、北側池のほうはL型擁壁を入れて位置指定道路を設けるということです。市道より新設した位置指定道路内に上下水道本管を埋設し、各分譲地内へ引き込み、雨水は水路と分譲地の間に側溝を設置し、各分譲地に浸透式の集水枡を設置、これを通じて側溝へ接続、隣接農地には土砂の流出に迷惑をかけないようにすることで、現地調査の結果、許可相当と思います。それと分譲地は8区画だそうです。

それから、4番の案件について。申請人は家を建て替えようと思ってたら、3代前からの相続登記の滞りで、専門家に相談した結果、多くの時間と費用が必要と言われ、今回の申請になったそうです。場所は玉泉院玉名齋場北側です。西側は宅地、南側は市道、北と東側が農地です。道路の高さまで盛土をして周りをブロックで囲み、2階建て住宅を建設予定です。給排水は市の公共の上下水道を利用し、雨水は溜め枡を設置し、オーバーフローしたものを南側の道路の側溝へ放流、周りの農地には影響のないようにするというので、現地調査の結果、許可相当と思われます。

続きまして、5番の案件について。申請人は、申請地周辺が近年住宅地として発展しているので、近隣の土地を取得したが、分譲地としては十分広さが確保できないために今回の申請で、分譲地は1,390.87㎡、5区画のうちの一部656㎡です。場所はかずやコスメディア小岱齋場、南側は市道が通り、西側と北側は住宅地、東側は川です。給排水は市の公共上下水道を利用し、雨水は雨水枡を設置し、側溝へ接続、周りには農地もなく、現地調査の結果、許可相当と思われます。

6番の案件、申請人はアパート住まいで、個人住宅建設のための申請で、場所は築山小学校の北東100mぐらいのところ、西側と東側を市道が通り、南は先月許可になった宅地、北側に40坪程度の農地があり、その北側が市道です。境界ブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、木造2階建てを建設予定、給排水は公共の上下水道を利用、雨水は雨水枡を設置し、東側水路へ放流、北側の農地の地主とは話合

いがついているということで、現地調査の結果許可相当と思われます。

続きまして7番です。申請人はアパート住まいで、個人住宅建築のための申請で、場所は糠峯団地の北東250mぐらいのところ。南側を市道が通り、ほかは宅地で、東側は高低差があり、有効宅地面積は497㎡だそうです。建物は木造2階建て、給排水は市の公共上下水道を利用し、雨水は溜め枡で自然浸透を図り、オーバーした分は道路南側の道路側溝へ放流と。周りに農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、8番、申請人は借家住まいで、個人住宅の建築のための転用です。場所は糠峯団地の西隣です。南と東側は市道が通り、西側は住宅地、北側は譲渡人の農地があります。道路より3mくらい高いので、法面を芝で囲って保護するようで、建物は平屋建てで、給排水は市の上下水道を利用し、雨水は雨水枡を設置し、道路側溝へ接続、放流、建物は平屋で、北側の農地には草むらのために影響はなく、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうも御苦労さまです。お疲れのところ申し訳ありません。

お待たせしました。それでは9番、どうぞ。

○12番（志水武保君） 12番、志水です。この物件は、今、借家住まいということで、個人住宅の申請でございますけれども、この場所は十数年前に形状変更をされております畑ではございますけれども、転用ありきの土地でございますので、土地としては第2種農地で地区外でございますので問題はないと思います。2階建ての住宅を建てられて、雨水は溜め枡を利用し、そして下水は合併浄化槽ということで、市道の側溝へ流すということです。近隣の農地に被害をおよぼすようなことはないと思いますので、許可相当かと思えます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番、11番、続けてお願いいたします。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。10番、11番の案件を説明します。

この案件は、譲渡人が岱明町下前原東の869番地を3区画に分譲しておられて、その一面を会社員の譲受人が購入し、個人住宅を建設されるものです。親子4人で、建築面積は2階建ての95.85㎡とのことでした。もちろん給水は周辺の水道を利用し、生活雑排水、汚水は、下水道がないため、合併浄化槽を設置させて、北側の道路の側溝に接続し、東の水路に放流するそうです。これは市役所の建設管理課の浦谷さんとも協議済みだそうです。場所的については、北に市道、東と南は道路、西は分譲しておられて、譲渡人の雑種地になりますので、工事中、完成後も万全の防護柵を高じてするとのことですから問題はないと思いました。

11番ですが、この案件も3区画のうちの一画を会社員が購入して、個人住宅建設されるものです。木造平屋の73.70㎡とのことでした。もちろん給排水は北側道路に上下水道が通っているため、その施設を利用するそうでした。雨水については自然浸透させたり、集水枡を設けて北側道路の側溝に流すそうです。また、被害防除についても、工事中の過程でも迷惑かけるかわからんように十分注意して施工するとのことですから、何も問題はないと考えました。以上です。

○議長（永田知博君） どうもありがとうございました。

それでは、12番、どうぞ。

○20番（斎藤潔公君） 20番の斎藤です。前回、雨水の処理ということで問題になりまして、否決されたわけです。それが今回またいろいろ施設をやり直すということで、新たに出てきました。現地調査が終わりましたが、それでは自然浸透ということではなくて、北側に高さ20cm、幅30cmの土掘りをずっと長くして、雨水があちらに流れていかないようにしたあと、雨水枡で受けて、西側のほうに現在稼働している太陽光発電の施設があるんですが、そこの中の工事をしまして、U字溝をいけ込んで、市道のほうの側溝に流すというふうに計画を出してきております。それで、いろいろ検討しました結果、問題はないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、13番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番の中島です。13番の案件について説明いたします。

ここは岱明中学校より200mほど東側にあります。第3種農地で、農用地区域外の農地です。ここには2棟の建売分譲住宅を計画されております。公共道路から見れば南北に細長い759㎡の畑です。手前側の奥の2棟の共有道路を造り、それに沿って雨水用のU字溝、そしてまた溜め枡を設置し、公共道路の側溝に流すということで、雨水については問題ないと思います。

それと上下水、生活排水で、雑排水、水道については、市の道路に設置してある上下水道を利用するということです。隣接地の1面は住宅と、もう1面は道路があり、あと2面は畑地です。畑との段差はわずかながらあるかなというぐらいの段差ですけど、境のブロックを設置するということです。隣との設置の問題なく、何らないものと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、14番、どうぞ。

○29番（今上公男君） 29番、今上です。14番の案件について説明します。

申請には熊本市で不動産業を営んでおります。申請地を貸店舗として転用する計画です。店舗はドラッグストアです。出店予定企業は、九州を中心に事業展開して

おります。申請地は国道に面しており、排水に関しても合併浄化槽を設置し、処理するとのことです。また、その他に関しても、市役所各課、警察署などと協議中であり、何ら問題なく許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、15番、16番、どうぞ、続けてお願いします。

○37番（堀田昌子君） 37番、堀田です。15番の案件について説明します。

この申請地は、譲受人の自宅、事務所、工場の南側に隣接する土地です。ここは2種農地ですが、他の土地も検討しましたが、作業の利便性、また資材を置きますので、防犯の面からも隣接地であるところに設置されています。資材置場ですので、給水、生活雑排水はありません。雨水は自然浸透です。北側と西側は排水路、南側は道路に面しています。東側の宅地との間にブロックを積み、土砂の流出を防ぎます。現地調査の結果、許可相当と判断します。

次に、16番の案件について説明します。

使用貸人、使用借人は親子関係です。将来母と同居するための住居です。給水はボーリング、そして生活雑排水を枡を設置し、西側の排水路に流します。周囲は西側と北側は排水路を挟んで宅地です。東側は現在母親が住んでいる住居です。南側は農地ですが、みかん畑ですが、南側ですので日照等の問題はありません。現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から16番まで、大変お疲れさまでございました。各委員さんの説明が終わりましたところで、皆さん何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようですので、採決に入りたいと思います。

議第37号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案のとおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第37号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第38号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 12ページをお願いいたします。

議第38号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第1

8条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成29年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の13ページから14ページの総括表及び15ページから26ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が4件、12,069㎡、利用権設定が再設定を含めたところで150件、410,030㎡、合計154件、422,099㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま議第38号について、事務局の説明が終わりました。

皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、議第38号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、次に、議第39号、農地法第2条、耕作放棄地の農地・非農地の判断についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 27ページをお願いいたします。

議第39号、耕作放棄地の農地・非農地の判断について。農林水産省経営局長通知、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等に基づき、下記農地の農地・非農地を判断する。平成29年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、青野の届出人より、青野の畑2,290㎡外1筆、計2,591㎡の非農地証明願が提出されております。農林水産省経営局長通知の要領に基づき、今回2筆の農地の現況が山林であり、農地法第2条第1項の農地にあたらないものと判断をするものです。去る5月25日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これは現地調査の結果を担当委員さん、説明をお願いいたします。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。この案件について、農業委員会職員さん

と地元の農業委員さんも入れ、現地調査をした結果、それがどうにもあとを農地に回復できる状態じゃないということ判断しましたので、非農地と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） 今、説明のとおりですけども、以前は畑と田んぼだったところが、最近は竹林みたいになって、もう復元不可能というような状態だそうです。それで、これを山林ということで、地目変更といいますか、非農地化のどうしたらいいかということでの質問だったらしいんですけども、今の件につきまして、ほかに皆さんより何か御意見、御質問などございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、御意見もないようでございますので、議第39号、農地法第2条、耕作放棄地の農地・非農地の判断について、原案どおり非農地相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第39号については、非農地判断相当と意見決定することに決定しました。

-----○-----

## 5. 報告

○議長（永田知博君） 次に、報告第16号、17号、18号、19号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 議案28ページをお願いいたします。

報告第16号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成29年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は28ページから34ページまでの24件、合計56,230㎡の解約の通知を受理しております。

続きまして、35ページをお願いします。

報告第17号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成29年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回6件、合計10,366.29㎡の届出を受理しております。

続きまして、37ページをお願いいたします。

報告第18号、非農地証明願いについて。下記の土地は、昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から農地法第2条に規定する農地でないことを証明したので報告します。平成29年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、144㎡の届出を受理し、非農地としての証明をお出ししてあります。最後に、38ページです。

報告第19号、許可申請の取下げについて。下記の物件は、許可申請後に取下げの届出があったので報告します。平成29年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、1,118㎡の届出を受理しております。取下げ理由にしるしてありますように、みかんの改植事業の活用にかかる3条許可申請を取り下げられたものです。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、報告事項、16号、17号、18号、19号について事務局の説明が終わりました。皆さんよりまとめて何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 大変早足で進みましたけれども、委員会をする前に、まだまだ麦刈りがすんでいないから早く帰ってせないかんというのを聞いておりましたので、なるべく早く、つつい早口で終わってしまいました。本日提案しておりました議案審議、これをもちまして終わりたいと思います。

-----○-----

## 6. その他

○議長（永田知博君） その他に移りますけど、その他何かございませんか。

○事務局次長（小山博君） それでは、事務局からその他で配付書類の説明をします。

皆さんの机の上にありますのうねん5月号、次に新日本法規出版の農地の権利移動、転用許可判断の手引きの御案内、それとあと一つは、農業委員活動記録簿、以上3点をお配りしております。

それと、それに加えて農業者年金推進部長6名の方には、黄色とグリーンの冊子ですけど、農業年金を受給するにはという新旧の手引きの説明書が2冊お配りしておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

慎重なる御審議をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、これをもちまして第6回の農業委員会総会を閉会したいと思います。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時04分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成29年6月5日

玉名市農業委員会会長                      永田 知博

農 業 委 員                                      志水 武保

農 業 委 員                                      森川 正志